

## 評 議 員 報 酬 規 定

### (目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人志正会（以下「法人」という。）の評議員の報酬に関する事項を定めたものである。

### (評議員の報酬)

第2条 評議員の報酬とは、法人が評議員に対し、評議員としての業務執行の対価として支払うものをいう。

### (評議員の報酬の決定基準)

第3条 評議員の報酬は、世間水準等を勘案し、法人理事会が決定する。

### (手 当)

第4条 評議員には、報酬のほか、業務のため出張命令を受けて出張する場合は、旅費を支給する。

2. 前項の手当の支給方法は、別に定める。

### (支 給)

第5条 評議員報酬は、評議員が事務執行の都度支給する。

### (控 除)

第6条 評議員報酬から次のものを控除する。

(1) 所得税

(2) 控除について申し出のあったもの

### (改 正)

第7条 この規定は、理事会の決議により改正することができる。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施工する。

別表 第3条関係

|         |       |         |
|---------|-------|---------|
| 評議員報酬の額 | 一業務執行 | 10,000円 |
|---------|-------|---------|

別表 第4条第2項関係

評議員が業務のため出張する場合は、次表により旅費を支給する。

2. 前項の規定に関わらず、近接地への出張については実費を支給し、日当は支給しない。ただし、5時間以上の出張については、5,000円を支給する。

| 職種\種別 | 鉄道運賃等 | 宿泊料        | 日 当     | その他 |
|-------|-------|------------|---------|-----|
| 評議員   | 普通実費  | 一泊 15,000円 | 10,000円 | 実費  |

## 役員報酬規定

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人志正会（以下「法人」という。）の役員報酬に関する事項を定めたものである。

### (役員範囲)

第2条 役員とは、法人理事会で選任された理事・監事をいう。

### (役員報酬)

第3条 役員報酬とは、法人が役員に対し、理事・監事としての業務執行の対価として支払うものをいう。

### (役員報酬の決定基準)

第4条 役員報酬は、世間水準等を勘案し、法人理事会が決定する。

### (手当)

第5条 役員には、報酬のほか、業務のため出張命令を受けて出張する場合は、旅費を支給する。

2. 前項の手当の支給方法は、別に定める。

### (支給)

第6条 役員報酬は、役員が事務執行の都度支給する。

### (控除)

第7条 役員報酬から次のものを控除する。

(1) 所得税

(2) 控除について申し出のあったもの

(改正)

第8条 この規定は、理事会の決議により改正することができる。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施工する。

別表 第4条関係

|        |       |         |
|--------|-------|---------|
| 役員報酬の額 | 一業務執行 | 10,000円 |
|--------|-------|---------|

別表 第5条第2項関係

役員が業務のため出張命令を受けて出張する場合は、次表により旅費を支給する。

2. 前項の規定に関わらず、近接地への上出張については実費を支給し、日当は支給しない。ただし、5時間以上の上出張については、5,000円を支給する。

| 職種\種別 | 鉄道運賃等 | 宿泊料        | 日 当     | その他 |
|-------|-------|------------|---------|-----|
| 役 員   | 普通実費  | 一泊 15,000円 | 10,000円 | 実費  |